

1 条例の概要

条例制定の趣旨

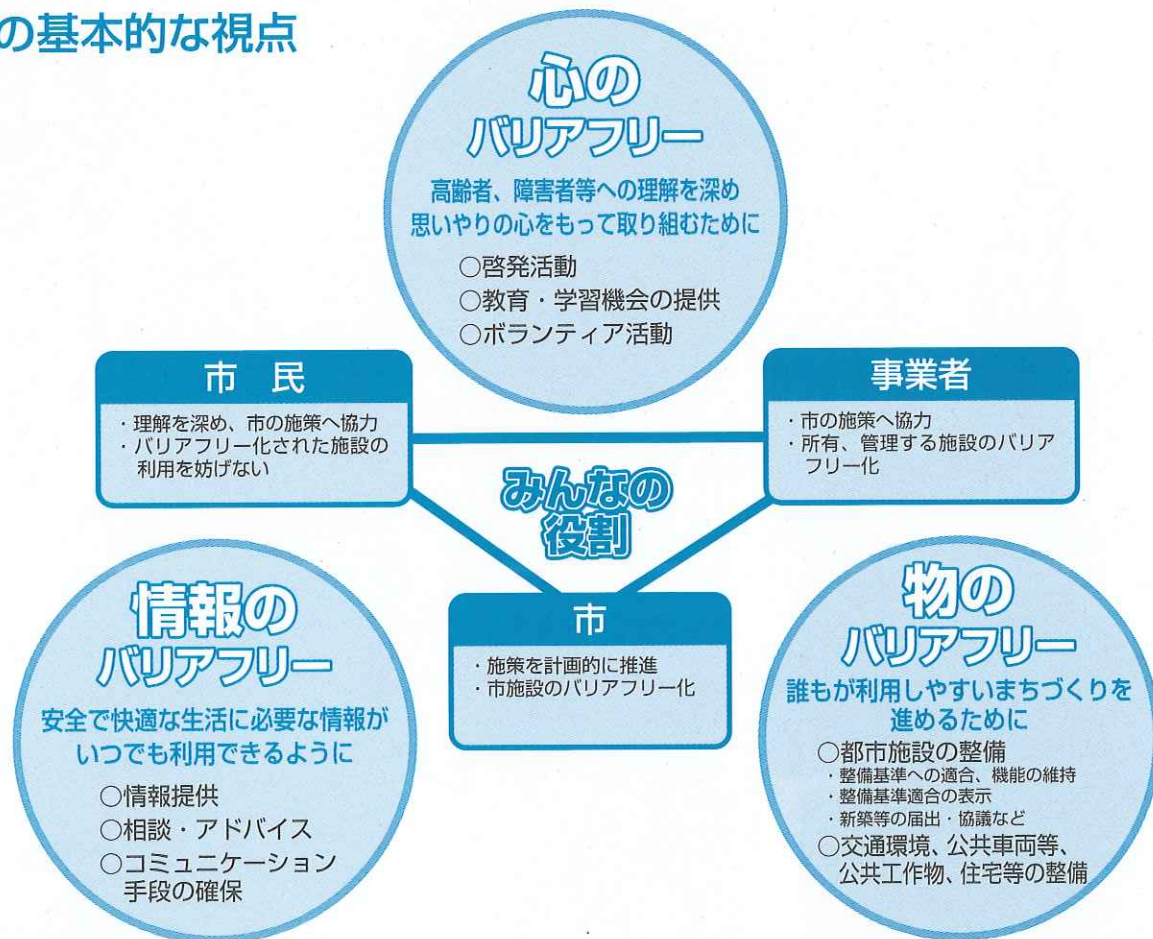
21世紀の幕開けを控え、我が国では、今後、ますます本格的な高齢社会が進展するという国民的な課題に対する的確な対応が求められています。

また、障害のある人もない人も、ともに支え合いながら、地域の中でともに生活する社会が自然なことであるとするノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域社会の中で自立した生活を送るため、施設などの基盤の整備が必要となっています。

津山市では、21世紀の高齢社会に的確に対応していくため、高齢者、障害者等を含むすべての人が、あらゆる活動に主体的に参加し、豊かな人間性の中で快適にいきいきと生活できる社会の実現をめざして「人にやさしいまちづくり条例（平成12年津山市条例第54号）」を制定しました。

当条例は、平成13年4月からソフト面を施行し、平成14年4月からハード面を含む全面施行することとしており、本市では、条例に基づき、市、市民、事業者が互いに力を合わせ、市民総参加のもとに「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを推進し、誰もが自由に行動し安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現に取り組みます。

条例の基本的な視点



福祉のまちづくりをソフト・ハードの両面から総合的に推進するため、次の視点を基本として条例を制定した。

市民総参加

市、市民、事業者が互いに力を合わせ、一体となって推進する。

心のバリアフリー

すべての市民が、高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりの心をもって福祉のまちづくりに取り組むため、広報・啓発活動、福祉の心を育む教育、学習機会の提供、ボランティア活動などを促進する。

情報のバリアフリー

高齢者、障害者等を含むすべての市民が安全で快適な生活に必要な情報を円滑に利用できるように、情報提供、相談・アドバイス、コミュニケーション手段の確保を図る。

物のバリアフリー

▶都市施設や公共交通車両等について、用途・規模に応じた整備基準、努力義務や必要な手続きなどを定め、誰もが利用しやすい建築物や交通環境の整備促進を図る。

条例の構成

前 文	
第1章 総 則	・目的（第1条） ・定義（第2条） ・市の役割（第3条） ・市民、事業者の役割（第4条～第5条） ・推進体制（第6条） ・財政上の措置（第7条）
第2章 まちづくりに関する 施策の基本方針等	・施策の基本方針（第8条） ・情報提供（第9条） ・啓発活動（第10条） ・学習機会の提供等（第11条）
第3章 まちづくりを 推進するための 基本的事項 （ソフト面）	・地域社会における連帯の形成及び促進（第12条） ・健康の保持及び増進（第13条） ・文化活動等の機会の提供（第14条） ・就業機会の確保等（第15条） ・ボランティア活動への参加等（第16条） ・日常生活の支援（第17条） ・児童の健全な発育（第18条）
第4章 生活環境の整備 （ハード面）	第1節 都市施設の整備 ・整備基準（第19条） ・整備基準への適合（第20条） ・適合証の交付及び表示（第21条） ・機能の維持（第22条） 第2節 特定都市施設の整備 ・新築等の届出・協議（第23条～第24条） ・高齢者、障害者等の意見（第25条） ・指導及び助言（第26条） ・工事完了の届出（第27条） ・適合状況の報告（第28条） ・勧告・公表・立入り調査（第29条～第31条） 第3節 交通環境及び住宅の整備 ・交通環境の整備（第32条） ・公共車両の整備（第33条） ・住宅の整備（第34条） 第4節 安全な生活環境の確保等 ・安全な生活環境の確保（第35条） ・公共工作物の整備（第36条）
第5章 雑 則	・国等に関する特例（第37条） ・委任（第38条）

- 施行年月日●
人にやさしいまちづくり条例
（平成12年12月21日公布）
- ◆ソフト面
（第4章及び第5章（第38条を除く）を除く）
平成13年4月1日施行
- ◆ハード面
（第4章及び第5章（第38条を除く）を除く）
平成14年4月1日施行

●都市施設
病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいいます。
（P3参照）

●特定都市施設
都市施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいいます。（P3参照）

条例の特色

3つのバリアフリーと地域連帯

基本方針を「心」「情報」「物」のバリアフリーと「地域連帯の形成」とする。

身近な施設からの効果的なバリアフリー

施設の用途・規模に応じた整備基準や手続きを定め、小規模で身近な施設も条例の対象とし、効果的なバリアフリー化を図る。

- ・届出又は協議の対象施設を区分（条例第23条、第24条）
- ・届出・協議対象となる整備項目を用途・規模に応じて規定（規則第6条、第9条）

バリアフリー設備のステッカー表示

車いす用トイレ、エレベーター等、整備基準に適合しているバリアフリー設備をステッカーで表示し、高齢者・障害者等が利用しやすくする。

- ・整備基準適合の表示（条例第21条）

高齢者・障害者等も参加するバリアフリーの推進

施設整備に当り、高齢者・障害者等の意見を聴くことに努め、利用しやすい施設の整備をめざす。

- ・高齢者、障害者等の意見（条例第25条）

県条例との相違点

ハード面の対象範囲や整備基準については近隣町村との整合性に配慮して県条例と同等とし、ソフト面について市の独自性を打ち出している。

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| ①地域社会における連帯形成 | ②健康の保持・増進 | ③就業機会の確保等 |
| ④日常生活の支援 | ⑤児童の健全な発育 | |

2 都市施設と整備基準の概要

(1) 対象施設

■ 1 建築物

都 市 施 設			特定都市施設
(1) 官公庁舎施設等	ア～ウ	郵便局、税務署、社会保険事務所、法務局、公共職業安定所、地方振興局、保健所、警察署、児童相談所、市役所等	すべて
	エ～オ	上記に掲げる施設以外の官公庁施設及び公団、公社等	用途面積100㎡以上のもの
(2) 医療施設等	ア～ウ	病院、有床診療所、助産所	すべて
	エ～カ	無床診療所、施術所（鍼灸院、接骨院）	用途面積100㎡以上のもの
(3) 保健福祉施設等	ア～ケ	老人福祉施設、身体障害者福祉施設、福祉センター、介護老人保健施設、保健センター、救護施設、肢体不自由児施設、医療保護施設等	すべて
	コ～テ	視聴覚障害者情報提供施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者更生施設（福祉工場）、精神障害者授産施設、児童厚生施設、共同作業所、保育所、隣保館等	用途面積100㎡以上のもの
(4) 文化教養施設等		図書館、博物館、美術館等	すべて
(5) 火葬場		火葬場	
(6) 公衆便所		公衆便所	
(7) 集会施設		集会場、公会堂、公民館、冠婚葬祭施設、研修施設等	用途面積100㎡以上のもの
(8) 教育施設等		小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等	
(9) 金融機関等の店舗		銀行、信用金庫、労働金庫、国民生活金融公庫、信用組合、農業協同組合、証券取引所、質屋、貸金業等	
(10) 公益事業の店舗		ガス事業、電力事業、電気通信事業を営む店舗等	
(11) 飲食店		食堂、レストラン、喫茶店等	
(12) 物品販売業等店舗		百貨店、マーケット、洋品店、コンビニエンスストア、食料品店、ガソリンスタンド等	
(13) サービス業店舗		理容所、美容院、旅行代理店、クリーニング店（取次店）、貸衣装店、犬猫病院等	
(14) 公衆浴場		公衆浴場	
(15) 運動施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、クラブハウス、スポーツ練習場等	
(16) 興行施設		劇場、映画館、観覧場、演芸場等	
(17) 遊興施設		麻雀屋、カラオケボックス、ゲームセンター、パチンコ店等	
(18) 展示施設		展示場、資料館等	
(19) 観光施設		展望所、休憩所、案内所等（社寺、史跡を除く）	
(20) 宿泊施設		ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等	
(21) 自動車車庫		建築物となる駐車施設	
(22) 事務所		事務所	用途面積3,000㎡以上のもの
(23) 工場等		工場、研究所、卸売市場等	用途面積2,000㎡以上のもの
(24) 共同住宅		マンション、アパート、公営住宅、寄宿舎等	
(25) 公共交通機関の施設		鉄道の駅、バスセンター等	すべて
(26) 複数構成施設の共用部分		(1) から (25) の項までのうち2以上の項に掲げる施設で構成される施設の共用部分	全体面積3,000㎡以上のもの

■ 2 建築物以外の公共交通機関の施設

都 市 施 設		特定都市施設
建築物以外の公共交通機関の施設	「1(25)公共交通機関の施設」以外の公共交通機関の施設 プラットホーム、乗降デッキ、通路等	すべて

■ 3 道 路

都 市 施 設		特定都市施設
(1)	道路法による道路	すべて
(2)	開発行為により整備される道路	
	国道、県道、市道 都市計画法の規定による開発行為の許可に基づく道路、土地区画整理法の規定による許可を受けて整備される道路、岡山県土保全条例による開発行為の許可に基づく道路	

■ 4 公 園

都 市 施 設		特定都市施設
(1)	都市公園等	すべて
(2)	自然公園等	
(3)	開発行為により整備される公園	用途面積2,500㎡以上のもの
(4)	その他の公園	
	都市公園、児童遊園 自然公園、キャンプ場、寺社及び史跡で一般観覧の用に供する部分 都市計画法の規定による開発行為の許可に基づく公園 土地区画整理法の規定による許可を受けて整備される公園 岡山県土保全条例による開発行為の許可に基づく公園 動物園、植物園、遊園地等	

■ 5 路外駐車場

都 市 施 設		特定都市施設
路外駐車場	都市計画区域内の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの	用途面積500㎡以上のもの

都 市 施 設 と は

不特定多数の人が利用する施設やそれに準じる施設で、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設です。

特定都市施設とは

都市施設のうち、特に整備を促進しなければならない施設です。

用 途 面 積 と は

当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては床面積）をいいます。